

# 全 員 協 議 会 議事録

日 時 令和7年1月23日（金）

議会臨時会終了後

場 所 山元町役場 全員協議会室

## 会 議 次 第

### 1 開 会 宣 告

### 2 開会のあいさつ

### 3 報 告 事 項

### 4 協 議 事 項

#### （1）執行部説明

- ① 学校部活動地域移行の進捗状況について（報告）【生涯学習課・教育総務課】
- ② 深山山麓少年の森指定管理者制度導入について（事前説明）【中央公民館・生涯学習課】
- ③ 排水対策について（報告）【建設課】
- ④ 復興公営住宅に入居する低所得者世帯への家賃減免措置について（報告）【建設課】
- ⑤ 人工衛星を用いた漏水調査について（事前説明）【上下水道事業所】
- ⑥ 山元町地方創生総合戦略の計画期間延長について（報告）【企画財政課】
- ⑦ 震災慰靈碑「大地の塔」へのトイレ設置について（事前説明）【総務課】

※資料配付のみ

- ・町営住宅第3回移転募集の結果について
- ・盛土規制法の施行について

#### （2）その他（執行部説明終了後）

- ① タブレット端末の操作等について
- ② その他

### 6 閉 会 宣 言

---

午前10時45分 開 議

議 長（菊地康彦君） それでは、お時間となりましたので全員協議会を開催したいと思います。

まず、初めに、日刊建設新聞と河北新報社より傍聴の申出がありましたので、許可したいと思います。

では、町長よりご挨拶方々よろしくお願ひします。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。本日はですね、皆さん、全員協議会を開催していただきまして誠にありがとうございます。またですね、先ほどの臨時会では、慎重審議の上、ご可決を賜りまして誠にありがとうございました。

さてですね、議員各位におかれましては、年始のお忙しい中ですね、町制施行70周年記念 新春賀詞交歓会や消防出初式、二十歳を祝う会など、新年恒例の各種行事にご出席を賜り厚く感謝を申し上げます。

暦の上では大寒を迎え、連日、身にしみる寒さが続いております。ここ二、三日はちょっとあったかいようですけれども、報道によりますとですね、県内のインフルエンザ感染者数は、この時期としては過去10年間で最も多くなっており、現在も警報レベルを継続中とのことであります。先週ではありますが、本町の役場庁舎内においても多数の職員がインフルエンザに感染し、また、小中学校の児童・生徒にも感染が広がっていると伺っておりますので、議員各位におかれましても引き続きですね、基本的な感染対策を徹底するなどご自愛いただきたいというふうに思います。

それでは、本日の議題7件、資料配付2件について簡単にご説明を申し上げます。

1点目は、学校部活動地域移行の進捗状況についてであります。

継続して検討・協議を進めております学校部活動の地域移行について、令和8年度から段階的に進めていくに当たり、現在の進捗状況と来年度の取組内容等についてご報告をするものであります。

2点目は、深山山麓少年の森指定管理者制度導入についてであります。

先週16日に開催いたしました第2回山元町教育委員会所管施設指定管理者選定委員会において指定管理者候補者が選定されたことから、今後のスケジュールも含め、その概要についてご説明をするものであります。

3点目は、排水対策についてであります。

近年頻発しております豪雨被害の軽減を図るため、今年度実施中であります坂元地区及び横山地区の排水対策検討業務における現状と課題、また、今後進めるべく排水対策案についてご報告をするものであります。

4点目は、復興公営住宅に入居する低所得世帯への家賃減免措置についてであります。

町独自の家賃減免措置について、被災者の生活再建の現状等を踏まえ、入居後12年継続する方針としておりましたが、昨今の物価高騰の影響を特に受ける低所得世帯に対する迅速な支援を行うことを目的に減免期間をさらに延長することとしたことから、その概要等についてご報告をするものであります。

5点目は、人工衛星を用いた漏水調査についてであります。

本事業については、宮城県及び福島県内の事業体と連携し、広域的な共同発注することで新しい地方経済・生活環境創生交付金（旧デジタル田園都市国家構想交付金）の活用が見込まれ、短期間で効率的な調査が可能となるものであり、来月には関係事業体及び宮城県による基本合意締結式を開催する予定となっておりますことから、今回、その内容についてご説明をするものであります。

6点目は、山元町地方創生総合戦略の計画期間延長についてであります。

本計画については、令和6年度をもって計画期間の終期を迎えるため、今年度、新たに策定することとしておりました。

しかしながら、国が地方創生2.0を掲げ、昨年12月24日、その基本構想の考え

方を示したところであり、今後、この基本構想に基づく新たな戦略の策定が見込まれることから、國の方針が示されるまで策定作業を見合せ現計画期間を延長するため、その概要や今後のスケジュール等についてご報告するものであります。

7点目は、震災慰靈碑「大地の塔」へのトイレ設置についてであります。

昨年の第1回議会定例会において関連予算をご提案いたしました震災慰靈碑「大地の塔」敷地内へのトイレ設置について、これまでの議会とのやり取りや住民の声、住民からの要望書などを考慮しながら検討を重ねてまいりましたが、これらを踏まえ、改めて必要性及び今後のスケジュール等についてご説明するものであります。

次に、本日資料配付としております1点目は、町営住宅第3回移転募集の結果についてであります。

既存町営住宅4団地における入居者の住環境の改善等を目的とし、昨年6月及び9月に行った募集に続き、12月に実施した第3回募集の結果についてご報告をするものであります。

2点目は、盛土規正法の施行についてであります。

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した大規模盛土の崩落を受け、全国一律の基準で包括的に危険な盛土等を規制するため、新たに整備された盛土規制法の概要についてご報告すべく資料を配付するものでありますので、後ほどご確認をお願いいたします。

以上、本日の議題等についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長等から説明させますので、よろしくお願いをいたします。

議長（菊地康彦君） そういえば、報告事項、特に。

事務局長（佐山学君） すいません。説明している内容外、私から今後の予定について、次第の右上にありますが、ポイントだけ話をさせていただきたいと思います。

まず、今週の、今週というか日曜日、26日ですね、その日に議会報告会がありますのでよろしくお願ひいたします。前日25日の午後2時から会場を二手に分かれまして準備ということですので併せてお願ひしたいんですが、26日9時半になってますが、集合時間ということでご理解ください。実際の報告会は午前10時からとなります。

それから、30日、こちらの議員研修が蔵王のほうで予定されております。12時、町バスで出発ということになりますので、事前にお昼を済ませてですね、集合していくだくよう併せてお願ひいたします。

事務局からは以上となります。

議長（菊地康彦君） このことについて何か皆さん、確認等ありますか。よろしいですか。

では、4番の協議事項に入らせていただきたいと思います。

まず、（1）番の執行部説明ということで、①番の学校部活動地域移行の推進状況について報告を求めたいと思います。どちら。すいません。この眼鏡、遠く見えない。近く見ない。

生涯学習課長（伊藤孝浩君） はい、議長。では、私のほうから学校部活動地域移行の進捗状況についてご説明申し上げます。

こちらの取組につきましては、昨年8月の全員協議会においてもご説明申し上げておりましたが、その後の進捗状況についてご報告いたしたいと思っております。

まず、1番目、令和6年度における主な取組ということで、12月末時点のものとなりますますが、まず、（1）番目、検討協議会における検討・協議としまして、今年度にお

きましては計4回ですね、協議会を開催しまして、町の活動方針や、あとはアンケートの実施内容等について検討・協議しております。

主な検討・協議内容については以下のとおりとなりますが、部活動地域移行の本町の活動方針や、あとは、山元中学校のほうの現地に赴きまして実際にですね、委員さんのほうに部活動の視察していただきまして状況を確認していただいたほかですね、アンケートの実施等について協議などを行っていただいております。

(2) 番目としまして、生徒、保護者、中学校教員への情報提供としましては、地域移行に関する制度面や、あとは町としてのですね、取組を周知するため、昨年7月にこの地域移行だより、第1号としまして発行いたしました。こちらにつきましては、先ほど申し上げたとおりですね、分かりやすくですね、制度面とか理解していただくよう発行しております、今後ですね、第2号につきましても2月中を目標にですね、アンケート調査の実施などといったものの結果などをですね、こちらのほうで報告していきたいと思っております。

(3) 番目としまして、生徒、保護者、中学校教員を対象としたアンケートの実施ということで、9月から10月にかけてこちらアンケートを実施しております。こちらについては別紙のほうを準備しておりますので、こちらご覧いただければと思います。

別紙のほう、冊子ですね、見ていただければと思います。

こちら調査のほうの概要ですね、主なものを申し上げますが、まず、調査の目的としましては、本町の生徒及び保護者、教員の部活動に関わる意識や実態、あとは地域移行に対する考え方を把握しまして、地域移行を円滑に進めるよう検討しようとするものであります。

調査期間は、こちらに書いてあるとおり9月から10月にかけて行っております。

3番目としまして、調査対象及び回答率ということでですね、調査対象につきましては、まず、山元中学校の1年生から2年生、部活動に関わっている生徒、あとは小学校保護者、高学年ですね、これから部活動にですね、こういったものに関わる方、あとは中学校の保護者、あとは教員という形ですね、対象者数とかはこちらのとおりですが、回答率ですね、高い回答率を得ております、こちらこのような形となっております。

4番目としまして、調査方法につきましてはGoogleフォームによる回答ということで、こちらスマートフォンとタブレット等を活用しまして、そちらのほうでですね、回答していただくという方式を取りまして回答をいただいております。

5番目のほうの調査設問というところですが、今回はですね、複雑なアンケートはしていないような状況となっております。今回の地域移行に関してどう考えているか、思っているかというところとか、あとは現在行っている部活動の活動状況や、あとはほかにですね、クラブ活動をしている場合は、その活動状況について把握する内容などとなっております。詳細につきましては、あと、後ほどご覧いただきたいと考えておりますが、主な意見としましては、まず、部活動への意識調査としまして、生徒・保護者ともにですね、大会やコンクール等でよい成績を収めるという部活動の意識を持っているより、どちらかというとですね、友人関係の構築とか、あと楽しさを求めてですね、こういった部活動を行っておるというところがありまして、部活動が地域に移行される際にもですね、そのようなことを期待する傾向が強く感じられました。こういったこともあります、指導者のほうの指導方法とかそういったものは考慮していかないといけない

のかなと思っております。あとですね、地域移行への不安な面としまして、例えば保護者の負担というところで活動場所への送迎とか、あとは活動費用についての負担面への不安が多いことや、あとは自由記載にもありましたが、地域の指導者の選定というところでですね、子供たちのことを考えていただいて慎重にしてほしいとの意見などがあつたような状況となっております。これらですね、アンケートでいただいた貴重なご意見を参考に検討協議会で協議・検討を重ねまして、今後の地域移行の取組に生かしていきたいと考えております。

すいません。戻っていただきまして、A4の1枚のものに戻っていただければと思います。

2番目としまして、来年度以降、今後のですね、主な取組というものを載せております。

まず、(1)番目、町の活動方針としまして、こちらは主なものをご説明申し上げますが、まず1点目ですね、当面は、現在行われております部活動の継続・延長を基本としまして、顧問と共に指導に当たります外部指導員や、あとは大会の引率とかですね、指導が自身でもできます部活動指導員のほか、あとは希望するですね、教職員の兼職兼業による指導を実施していきたいと思っております。あとは、その後ですね、下のほうにありますが、条件整備が整った部活動等から、令和8年度からですね、まずは休日の部活動へ移行していきまして、その後ですね、平日のですね、部活動も移行するという形になっております。

(2)番目にありますが、これを踏まえた今後の主な取組ということで、令和7年度は、令和8年度からのそういった休日の部活動を移行するための条件整備等の準備期間と位置づけております。

①番目としまして、部活動地域移行のコーディネーターの配置ということで、生涯学習課のほうにですね、1名、このようなコーディネーター、専門職員を配置しまして、指導者の発掘とか、あとは確保、あと配置調整、進行管理など業務を担っていきたいと思っております。下にありますが、その他ですね、指導者のほうに心構えですね、部活動のこういった指導に当たるための心構えを学ぶ研修などもですね、併せてコーディネーターを中心に実施していきたいと思っております。

②番目として、引き続きですね、検討協議会における継続検討・協議、あとは、③番目として、先ほども学校だよりにもありましたとおりですね、引き続き情報提供、説明をですね、生徒、保護者等にしていきたいと思っております。

④番目としまして、先ほどもアンケートとかでもありました保護者が特に不安面としております負担面ですね、そちらのほうの検討ということで、会費の在り方とか保険代とかそういったものをですね、検討していきたいと考えております。

説明はですね、以上となりますが、今後もこういった取組について進展などがありましたら引き続きですね、こういった議会の場を、全員協議会の場とかですね、皆様のほうにご報告していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

私からは以上となります。

議長（菊地康彦君）今、部活動の地域移行の進捗状況について説明ありましたが、この件に関して何かご質問等ございますでしょうか。

4番（丸子直樹君）はい、議長。まず、地域移行に関してなんですかとも、地域移行する前提

の前に、これは部活動としてやられていたものが地域に移行するんですけれども、新規で部活動としてやりたいようなものが一定数の学校の生徒のほうからとか、何かそういう要望があった場合において、仮にそれが地域になかった場合っていうのは、もう部活動としてつくることはできなくなるのかどうかお伺いします。

生涯学習課長（伊藤孝浩君）はい、議長。今、議員のほうからご質問ありました件ですが、まずですね、基本的には今のある部活動、そちらのほうをですね、移行していくようにですね、取組を進めているような状況となっております。ですので、地域のほうにですね、そういった指導者があるかどうかというのを今からですね、発掘していくわけになりますけども、まずは今ある部活動を移行できるようですね、取り組んでそちらまいりたいと思います。

4番（丸子直樹君）はい、議長。あと、もう1点なんですか、地域でそのクラブ、部活ではなくて地域のクラブがあったとして、そちらも実際にその方針とかっていうのは、部活とはかなりかけ離れているようなものが結構聞くんですけども、例えば月に4回試合、遠征へ行くところとかっていうのも、結構、隣の町だとったりするんですけども、そういうクラブしかないような状況で、そういうものに対しても中身を多分変えることができないとは思うんですけども、そういうような場合において負担とかがかなり多くなる場合も、ケースも考えられるんですけども、そういう場合においては、町としては補助ですか、そういうものっていうのは、クラブ個々によって変えたりするような形を取る予定でしょうか。

生涯学習課長（伊藤孝浩君）はい、議長。恐らく費用面の負担とか、あとは、そういったところに対する送迎とかそういう大会。

4番（丸子直樹君）はい、議長。費用というか、完全にもう4回遠征に行くようなところも実際に隣の町の亘理町のほうにはあったりするんですけども、そういうのって実際、親も行かなきゃいけなくなるのがかなり多くなると思うんですけども、それは、あえて実際行かなくてもいいっていう、クラブ内のところもあるのか。

生涯学習課長（伊藤孝浩君）はい、議長。今現在もですね、部活動のほうの関係、そういった大会とかですね、そういったものについては、保護者の方、あとは保護者の方を中心とした保護者の団体などをつくっていただいてですね、いろいろ対応をしていただいているかと思っております。基本的にはですね、その部活動のほうのそういった送迎とかそういったものにつきましては、引き続きですね、同じような形でやっていきたいとは思っております。ただ、基本的に大会とか以外のですね、活動場所につきましては、我が町のほうはですね、中学校は1校しかないので、活動場所につきましては同じところということがありますので、基本的な負担、そういった送迎のほうの負担というのは今までどおりということで、ただ、スクールバスとかそういったものも今はやっておりますので、そういった取組については引き続きですね、部活をこれから地域に移行されてもですね、続けていけるようですね、ちょっと検討していきたいと思ってます。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。補足しますが、休日の地域へのクラブ活動の移行に関して何をやるか、どこを選ぶか、これは、もう保護者と生徒の問題になります。町として受皿になるようなものを設置するようにということを今言われていて、町としてどのようなことができるかを今探ってるわけですけれども、例えば既存の何かスポーツクラブのようなものがあって、そちらにお願いするようなことでいいんではないかということになれ

ば、そこに町も関わっての連携ということになってくると思うんですけども、そういう形でない任意のっていいますかね、私的なクラブ活動みたいなのもあちこちにあるわけですよね。そこに行ってやるかどうか、それは、例えば隣の町であろうが仙台であろうが、うちの子供はもっとうまくなりたい、あそこに行くと上手になるから、送迎も会費も含めてうちの家庭ではそうするっていうふうな選び方をするんであれば、それはそれでということになります。だから休日の活動への参加というのは、基本、任意になりますので、その選択はあくまでも家庭、できるだけいい活動ができるようなものを町として整備できないかということで探っているということです。ですから、既存のものに必ず結びつけなきゃいけないということではなく、町が主体になって指導者を派遣するようなことも考えられる。その辺のところを今はいろいろ探っているということです。

4番（丸子直樹君）はい、議長。ありがとうございました。大変よく分かりました。実際、まだ、あくまでも既存のというのでちょっと自分は考えさせていただいたので、もし新しく選択肢が広がるのであれば、とてもいいのかなと思います。ですので、もし選択肢が広がったりどちらも選べるような状況であれば、もしそういうふうに部活の選択肢が広がったのであれば、各クラブごとの特色を親御さんや子供さんにちゃんと説明がしやすい、分かりやすいような説明ができるようになってほしいなと思います。

以上です。

議長（菊地康彦君）そのほかございますか。

12番（伊藤貞悦君）はい、議長。何点かお伺いします。

まず、第1点は、2番の令和7年度における主な取組の中に、町の活動方針の中に、例えばですね、一般企業の人材を活用するとか、それから、一般企業さんと提携をして指導者を継続的に入れてもらうような形をつくるとか、例えば役場職員にもそういうふうなことを要望するとか希望するとか、活動方針の中にそういうふうな継続的に中学校の部活動を運営していくための方策というのは考えられているのかどうか。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。今のお話ですけども、指導していただく方、一般企業にお勤めの方も考えられますし、公務員の方も考えられます。指導していただくにふさわしいと思われる方にお願いをするというのは、もうこの町としての方針だけでなく、地域移行に関してはそのようなことが前提になっています。ですから、学校教員がですね、中学校の教員が休みの日は、中学校の教員、顧問という立場を離れて、いわゆる公務員の兼職兼業の形で私的に指導に当たるということも今は認められていますので、そういうところで先生方の中にそういう人がいないかどうか、あるいは県のほうもですね、今まで県職員は兼職兼業というのは認められていなかつたようなんですけども、この地域移行のこともあるって、県職員の兼職兼業も認める方向になるような話は聞いています。その辺も前提としてはもう含めての方針であるとこちらでは考えております。

以上です。

12番（伊藤貞悦君）はい、議長。大体中身は分かりました。

それでは、（2）の令和7年度の主な取組という中に、令和7年度は、ここにありますように、令和8年度から休日の部活動を段階的に地域移行できるところは移行していくわけですが、これは、あくまでも中学校の部活動というふうなことを前提にして考えてますよね。問題は、その下のレベルの生徒もある程度、育成をしていかないと、人数の増減で中学校の部活動がいわゆる継続できなくなる可能性も出てきますね。そういう

ふうなことも含めて町としては中学校だけに絞った考で今考えているのか、もっと底辺拡大をするために、底辺を拡充するために、下のレベルまでの指導者を養成しながら検討しているのか、そのことについてはいかがでしょうか。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。今のお話ですけども、基本的には、中学校の部活動の地域への移行ということで、先ほどもちょっと触れましたが、部活動は、必ず中学校へ行ったらやらなければいけないというものではないということで、今現在も任意ということですから、中学校の部活動に所属しないという子供たちもおります。先ほど出たように、外の、よそのですね、クラブチームに行って、そっちのほうに夜練習に行くとかということなので、繰り返しになりますが、土日に、休日に地域でクラブ活動がやれるような環境をつくるんですけども、それを選択するのは、あくまで生徒と保護者であるということになりますので、それと、小学校段階でのスポーツ少年団との関係、全くないというわけではないと思いますけれども、基本的には環境の整備ということで、何ですかね、その種目に一生懸命やろうとしている子供たちをいかに育成するかっていうところよりは、子供たちが地域で休みの日もいろいろ活動できるような環境を整備するということなので、ちょっと今の段階で地域移行と連動してスポーツ少年団の育成、これはこれで、別途、生涯学習課がずっとやってることですけれども、積極的に結びつけてっていうふうには、今段階では、考えてはおりません。

12番（伊藤貞悦君）はい、議長。もう1点、（2）の令和7年度の主な取組の①の部活動地域移行コーディネーター会計年度任用職員の配置なわけですが、生涯学習課に1名というふうなことで配置はされると思いますが、この方の活動制限はどう考えるのか。基本的に土曜・日曜日は休むというふうなことであれば、この部活動地域移行、いわゆる放課後等々も勤務時間との関係で全然違ってくるし、それから、公用車を含む運転は許可されるのかとか、地域、いわゆる距離数で200キロ以上は駄目だとかというふうなことが大分制限されてくると思うわけですが、この方のいわゆる身分保障を含めてどういうふうなことを考えてどういうふうに位置づけていくのか、その辺はお考えでしょうか。

生涯学習課長（伊藤孝浩君）はい、議長。今お話がありましたこちらの地域移行のコーディネーターにつきましては、今現在、考えているのは、先ほど議員おっしゃったとおり会計年度任用職員という身分ですね、雇用いたしまして、今のところは週3日程度ですね、で勤務していただきたいとは考えております。土日とかもですね、指導者の調整なんかがもし出てきますと、もしかすると出勤という可能性も出てくるのかなと思ってます。

あと、公用車のほうに、運転につきましても、会計年度任用職員ということもあります、公用車の運転のほうは可能ということになっております。

こういったコーディネーターにつきましては、基本的には指導者ですね、こういった発掘というところが主になりながらですね、あとは、部活動地域移行のほうのこういったですね、調整とか進行管理ということをしていただきますので、そういったところをですね、ちょっと今、現のいる職員ともですね、調整をしながらやっていきたいと思ってます。

以上です。

議長（菊地康彦君）そのほかございますか。よろしいですか。

では、この件については終了といたしたいと思います。

続きまして、②番の深山山麓少年の森の指定管理者制度導入について説明を求めたい

と思います。

中央公民館長（武田賢一君）はい、議長。それでは、深山山麓少年の森指定管理者制度導入について説明のほうを申し上げます。

資料のほうをお手元にご準備いただきたいと思います。

1番目の趣旨になります。

こちらの趣旨は、指定手続きに関する条例関連条例に基づきまして、深山山麓少年の森・深山自然観察路の管理・運営につきまして、住民サービスの向上とコストの削減を図ることを目的としております。オープンに向けてになりますが、令和7年度の7月を、工事の完了に合わせまして予定をしております。

2番目、これまでの動きということでの報告になります。内容としましては、指定管理者選定委員会の内容になります。

（1）番目、第1回の選定委員会の主な決定事項についてです。

丸の1つ目ですが、候補者選定の方法は、非公募として決めております。その内容についてなんですが、施設の性格、規模、機能等を考慮しまして、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことができるとして団体を候補予定者としておりました。こちらの関係条例は、後ほどご紹介します。

次に、指定期間ですが、3年間としております。令和7年の4月下旬から令和10年の3月末までしております。米印の内容を説明させていただきますと、下旬と申し上げました令和7年4月1日から指定管理者が決まるまでの間は町のほうで運営を行う関係から、関連予算を新年度予算で計上する予定としております。

丸の3点目です。募集要項について仕様書、こちら業務の範囲、業務の詳細について第1回の選定委員会のほうで決めております。先ほどの第5条についての参考としまして、括弧の中に公共的団体としております赤字のところになります。こちらのほうを用いまして、指定管理者の候補者として選定することができるとありますので、先ほどの非公募とした内容としておりました。

次に、（2）です。第2回の選定委員会の内容につきまして説明します。

選定結果につきまして、こちら候補者、山寺新山愛林会、会長が伊藤久光氏であります。会の目的でありますけども、森林資源の維持と環境の保全並びに会員相互の親睦を図るとしております。会員数は役員を含めて25名。選定理由についてです。審査基準をまず満たしておりました。続いて、その内容なんですが、少年の森の自然観察路の維持管理をこれまで長年培ってきた実績がある、施設を熟知し、適正な運営・維持管理が可能である、少年の森が設置されている山寺区と十分に連携が図れるといったことから選定されております。

資料の右のほうに移ります。

3の指定管理者による施設の予算運営計画としまして、（1）番目です。指定管理料の上限額を、令和7年度から9年度までを見込んだ金額をこちらに計上しております。各年度の上限額としまして、表のほうに入りまして、令和7年度1,310万円、令和8年度、9年度は1,300万と見込んでおります。その内訳になりますが、この経費に係る分につきまして、令和7年の第1回定例議会のほうに提案する予定しております。7年度分は当初予算に計上しまして、8年、9年につきましては、債務負担行為の設定を予定しております。

(2)になります。今の上限額の内訳になります。指定管理収支計画の想定分としまして、先ほど申し上げました金額の内訳をこちらのほうに示しております。表のほうをご覧いただきまして、まず項目ですが、右に行きまして7、8、9と、あとは一番左の縦の項目になります。収入と支出としております。まず、収入のほうですが、使用料、その他の収入としましては、見込額として表示しております。先ほど申し上げました指定管理料のほうを、こちら収入として合計額を記載のとおり計上しております。支出のほうですが、人件費、管理費、事務費、事業費、金額のほうはこちら掲載のとおりとなります。大きな金額の部分としては、人件費の部分となります。下段に米印で小さく書いております令和7年度リニューアルオープン関係費となりますが、事業費は70万、指定管理のほうに含んでおります。すいません。収支の差額分としての収入額、こちら20万見込んでおりますが、こちらのほうにつきましては、令和7年度が途中からのオープンということと、あと金額的な実績値、少額ということもあります。こちらのほうは、8年の協定のほうを結ぶ際に指定管理者のほうと検討・協議して対応する予定しております。

資料のほう、裏面のほうをご覧ください。

4番目になります。

町直営による場合の令和6年度予算額と令和7年度予算額（見込み）の比較と導入効果についてです。

(1)番目になりますが、こちらのほうは指定管理を行わないで、令和6年度のこちら予算額ベースとなりますが、令和7年度を見込んだ場合の差額ということで示しております。その増額分についてですが、年間増額分として約見込額540万ほど増える見込みと試算しております。この数字の予算、一時的に除いておりますということで、下段米印の下に令和6年度予算額、こちらのほうには自然観察路工事、内容としましては伐採工事なんですが、こちら780万を除いております。令和7年度の予算額、見込みのほうですが、こちらは式典のほうを町で見る分としまして考えてますのが約140万、リニューアルオープン関連経費ということで見込んでおる70万というのが、先ほど申し上げました指定管理者のほうで式典以外のリニューアルオープンに関するイベント経費として見込んでおります。

次に、(2)です。令和7年度の経費が増額となる主な理由を2点挙げてます。施設が拡張されますので、水道光熱費、施設の保守料の増額といったことと、あと、施設のエリアの拡大に伴いまして行政事務包括業務料の増額、具体的には、管理人が増員するといった経費が増額する分としての内容となります。

(3)になります。指定管理制度の導入に伴う経費削減の効果についてです。こちらのほうは、指定管理期間3年間を対比した場合の経費の削減額（見込額）となります。約1,290万ほど削減を見込んでおります。

その内容について、下段の表に入ります。7、8、9といった比較をしまして、下段のほう、比較額のほうをご覧いただきます。

こちら令和7年度が470万、令和8年度と9年度が410万、合計が1,290万とした内容です。同じくこちらの経費、比較するために、先ほど申し上げましたリニューアルオープンに係る式典経費140万、こちらのほうは指定管理者のほうに含めまして、あと、リニューアルオープンの関係経費70万は、町のほうに入れて比較を行っ

ております。

(4) です。こちらは、経費削減以外の導入効果といったところを示しております。こちらのほうは、整備された施設を有効的に活用して指定管理者ならではの地域力を生かした魅力あるイベント開催など、子供から大人まで地域から親しまれる施設運営によりまして住民サービスの向上が図られ、その相乗効果によって利用者増が見込まれるとともに、県内外からの交流人口増加が期待できるといった効果としております。

5番目の今後のスケジュールになります。

本日1月23日です。説明のほうを設けさせていただいておりました。次に、2月13日の全協のほうで、候補者、予算、あと、関係します条例改正のほうの説明をさせていただきます。条例のほうにつきましては、施設が拡張して新しい設備が入るといったことと併せて使用料の内容としております。3月に議会のほうに提案のほうということで、先ほど申しました予算と条例、あとは候補者を提案させていただきます。4月下旬に指定管理者との協定書の締結をして、7月下旬にリニューアルオープンを迎えるといったスケジュールとしております。

説明は以上となります。よろしくお願ひします。

議長（菊地康彦君）ただいま説明がありましたが、この件に関して何かご質問ありますでしょうか。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、まず、私から最初、二、三お伺いしますが、まず、ようやくですね、今回、指定管理者の候補が決まったというのは、歓迎すべきことなのかなというふうに思います。振り返ると、たしかこれは平成の20年、21年頃に議論されていいところまでいったのが中断したようなですね、そういうふうな格好になっておるわけでございまして、15年ぐらいのブランクがあるということなんですが、その中でちょっと確認したいのはですね、この受皿になる地元の愛林会の皆さん25名なんですが、私としては、次の質問というか質疑にも関連するんですけども、できるだけね、安定した形で長く受皿として活動、活躍してほしいなという思いなんですが、この25名の方々の平均年齢、ちなみにどのくらい、何歳ぐらいになっておられるのか確認したいと思います。

中央公民館長（武田賢一君）はい、議長。名簿のほうは取り寄せておったんですが、会員のほうの年齢のほうまでは、正直、承知しておりませんでした。ちょっと感覚論になってしまふんですけども、50代、60代中心と、60代、70代、そういう幅がちょっと広いメンバーですので、平均のほうは、改めて確認のほうをさせていただきたいと思います。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。比較的、幅広い年代層で構成されているということでの一定の安堵感はあるわけでございますけれどもね、ぜひ継続する形をご期待申し上げたいということで、次の確認はですね、3の指定管理料に係る予算案として3か年度にわたるという部分なんですが、3か年度っていうのは、他の指定管理とのバランスもあるかと思うんですけども、何かちょっと短いような気もするんですけども、5年ぐらいでないと受皿のほうもちょっと大変じゃないかなというふうな気がするんですが、その辺の関係はいかがでしょうか。

中央公民館長（武田賢一君）はい、議長。今ご質問のありました内容、まさに選定委員会のほうでも話題となっていました。通常だと3年から5年ベースが一般的な指定管理の期間とされております。今回は、何分、新しい施設に新しい団体が入るといったところを最終

的には総合的に考慮しまして、まずは3年間、スタートを切ってみるといったことから、短いかも知れませんが、5年ではなくて3年間に最終的には決定したという経緯がありました。

以上です。

議長（菊地康彦君） そのほかございませんか。よろしいですか。

2番（高橋眞理子） はい、議長。ただいまの会員の25名、そうしますと、この人件費というのこの924万円というのは、これはそうしますと、そちらの方たちに支払われるというふうに解釈してよろしいんですね。

中央公民館長（武田賢一君） はい、議長。お見込みのとおりです。ただ、こちら側で町での試算額となりますので、あと、厳密には、指定管理者のほうが具体的な提案といった形で出してこられてる数字を用いてますので、そこは、あと協議しながらこの数字を基に進めてまいります。

2番（高橋眞理子） はい、議長。ということです。伺いました。これは一般の、要するに町の仕事をされてる部署、たくさんございますが、一般の町民の方、これは高いほうですか、それとも妥当ですか。それとも、そんなふうにお考えは、この924万を算出した理由、判定といいますか、いかがでしょうか。

中央公民館長（武田賢一君） はい、議長。一言で高い安いは、なかなか申し上げづらいところがありますけども、具体的な内容としまして、まずは所長の1名、あと事務員が1名、この2人は常勤として見込んでます。あと、管理人としまして環境整備に当たる方、2名を見込んでるんですが、この方たちは、最低賃金から算出しながら計算をした結果、このような積み上げで人件費のほうは見ているといった内容になります。

議長（菊地康彦君） よろしいですか。そのほかございますか。よろしいですね。

では、この件に関して、以上で終了いたします。

それでは、続きまして、③番の排水対策についての報告、説明を求めたいと思います。

建設課長（山本勝也君） はい、議長。それでは、排水対策について報告させていただきます。

まず、資料のほうの坂元地区ですね。

こちら目的としましては、新市街地を含む坂元地区（町・下郷地区）においては、近年頻発する局所豪雨による冠水被害が発生し、周辺住民の生活に支障を来しております。過年度調査により溢水状況等のシミュレーションを行い、坂元駅東側の調整池から坂元川へ排水することで坂元駅前周辺の冠水を軽減できるとの結果から、令和5年度に排水ポンプ車を導入した経緯があります。しかし、全ての溢水が解消されるわけではなく、抜本的な解消に至っていないことから、よって、今年度、調査により溢水・冠水の要因を調査・分析し、坂元支所を中心とする新市街地の湛水解消、被害軽減に向けた効率的かつ効果的な排水対策を検討するものとなっております。

2の雨量の基本事項になりますけども、近年の実績降雨量から令和元年の台風19号を基本として、流出量を合理式により算定しております。台風19号の降雨量は、坂元観測所で時間最大雨量が33ミリ、24時間雨量が276ミリとなっております。

右側に行きまして、3番の流域面積及び流出量、排水能力等になります。現地調査を基に、流域分割範囲を図1のとおりにまとめております。こちらその結果から5流域となっております。令和元年の台風19号雨量により各流域の流出量を算定し、現況水路の排水能力を算定すると、こちらの図の中にはあります表2のようになっております。流

域①に関しては青い部分の流出量が13.8と、流域②のピンクの部分が23.5、あと、流域③の緑の部分が9.8、流域④のオレンジのところが14.3と、黄色の流域⑤が15.8となっております。排水能力施設のほうですけども、流域②のほうでは、最少のところで7.2というような結果が出ております。あと、流域③では1.6、あと、②と③の合計のほうですけれども、こちらも7.2というような形になっております。

下の米印になりますけれども、流域②プラス③や流域④プラス⑤と合計については、流達時間が異なることから各ピークの加算値とは、同値にはなっておりません。米2つ目ですけども、流域②は合流前の谷地川流域であり、流域③は合流前の谷地川支線流域となっております。米印の3の排水能力の数値は、最小値かつ最少場所であり、以下に示すように水路からあふれるような形になります。流域②のほうの谷地川につきましては流出量が23.5、施設の水路の最小値が7.2ということで、最大で16.3があふれるような形になっております。あと、流域③のほうの谷地川支線ですけども、こちらは流出量が9.8、水路の流出量が1.6ということで、8.2があふれるというような結果となっております。米の4ですけども、谷地川、谷地川支線合流後も排水能力の最小値は7.2となっているような形です。

2枚目をお開き願います。

こちら先ほどの米印の説明のところが左側の上の説明となっております。谷地川は支線と並走し、橋を越えた付近、No.69ですね、こちらが排水能力の最小部となっております。谷地川支線につきましては、上流部の32というところになるんですけども、こちらNTTの交換所の付近ですね、こちらが排水能力の最小値になるというような形になります。その他、調査や分析結果に基づく問題点は、問題点の1としましては、県の河川計画により坂元川への排水量が限られており、坂元地区で発生した雨水を全て坂元川に排することができないというような形になりまして、県の河川計画上、大川1号付近から谷地川合流まで、こちらのほうでは、追加で約3.6トンの流下が可能となっており、台風19号時の総流出量が38.2となりますので、既存の排水機場により3.2を排水していることから、差引きで31.4トンを処理できず湛水する状況となっております。

問題点の2ですけども、こちら谷地川の排水能力は、流出量が23.5に対して7.2ということで、あと、谷地川支線の排出能力が流出量9.8に対して1.6ということになりますけれども、現状としましては、拡幅、嵩上げは現況を考えると限界があつて、自然に流下させることは困難な状況となっております。

右側のほうに行きまして、排水対策案ですけども、こちら3枚目の大きな図面のほうと見比べていただきたいんですけども、新市街地の被害軽減に向けた排水対策案を示しております。

まず、赤い箱の対策案ですけども、対策案の1としましては、谷地川支線の一部を調整池へ接続する側溝整備を行い、既設用水路や排水ポンプ車を活用して坂元川へ排水するもの。あとは、対策の2としましては、こちらの地図の赤く着色しているところですけども、水田からの流出量を抑制するために田んぼダムとしての活用を検討する。あとは、対策案の3としましては、大川橋付近のフラップゲートが閉まった際に仮設ポンプによる排水を行い、新市街地への溢水を軽減させるということで、こちら対策案につき

ましては、日幸電機の後ろ側の排水路のフラップゲートとなっております。

あと、緑の着色の部分になりますけれども、その他としましては、坂元小学校付近へ調整池を設置し、谷地川への流出量を調整する。あとは、日幸電機付近の水路を拡幅しまして、区域外、西田地区からの溢水をした水の流入を防止するというような形。あとは谷地川、谷地川支線を拡幅し、市街地への溢水を軽減する。市街地下流に遊水地を整備し、市街地への浸水を軽減する。あと、県と協議しまして新たに排水機場を設置する等が考えられます。

なお、台風19号の雨量時における3線堤施設が起因した新市街地を含む坂元地区（町・下郷地区）の住宅地への影響はないとの調査結果は得ている状況となります。

続きまして、横山地区のほうになります。

横山地区の目的としましては、横山地区においてこちらも近年多発する豪雨により冠水被害が発生し、周辺住民の生活に支障を来しています。これまで周辺河川のしゅんせつやサイフォンの定期的な維持管理を実施してきておりますけれども、抜本的な解決には至っていないことから、今年度調査により溢水・冠水の要因を分析し、被害の軽減に向けた効率的かつ効果的な排水対策を検討するものとなっております。

雨量の基本事項につきましては、坂元と同じく令和元年の台風19号を基本としまして、こちらは観測所が山寺観測所になります。時間最大雨量が39ミリ、あと24時間雨量が294ミリというような形になります。

右側に行きまして、被害状況の確認ですけども、排水対策の基礎資料とするため、昨年7月11日に行行政区から冠水時の状況について聞き取り調査を行っております。聞き取りの結果、概要につきましては、下の図のとおりになっております。まず、①の八手庭川は、こちら定期的なしゅんせつをしておれば問題がないというような聞き取り結果となっております。あと、②としましては、前田南ため池のところですけども、こちらは、消防でため池の水を利用するところから側溝がつながっており、青い線のような形で流れているような形になっています。③の土地が低く水が集まるというところは、こちらは横山の憩の家近辺なんですけども、こちらのほうは浸水深が30センチから40センチ、あとはこちらにありますサイフォンの流れが悪い。あと、④の国道6号西側に水が集まり、山下第一小学校交差点で南側からの排水と当たりあふれているような状況となっている。あと、⑤のほうですけども、旧県道交差点の横断、こちら小学校前のほうの南のほうなんですけども、こちらの横断しているボックスの断面が小さく、橋に当たりあふれるというような聞き取り調査の結果となっております。

こちら2枚目をお開き願います。

4の調査についてということで、こちら現地調査及び各ポイントの高さを確認した結果、各サイフォンに流れてくる流域は下の図のように区分されておりまして、流域①から⑨までの10流域となっております。②の降雨時に水が集まる状況を確認した結果、側溝が古く勾配が取れていないため流れが悪いというところは、こちらは横山の老人憩の家周辺の南北に整備されている道路の状況となっております。あと、③の流末の確認ということで、こちらは、落し堀承水路のほうに流れのところですけれども、こちら落し堀承水路の水位が40センチ程度で水路底と同じ高さになって、こちらの承水路のほうの水位が上がると逆流する可能性があるという形になります。

右側の降雨流出量及び既設水路排水能力のほうになりますけれども、こちら9個のサ

イフォンと1つの川の横断になりますけれども、こちら10か所のうち8か所ですね、こちら右側のほうを見ていきますと、流域①から流域⑥と流域⑧のサイフォンが、断面上、能力不足となるとの結果がなっております。下の表4になりますけれども、こちら流出量に対応できるサイフォンの大きさとしましては、下に書いてありますように、大体700から1,200程度のサイフォンにしなければ、排水量のほうとしては確保できないというような結果となっております。

3枚目をお開き願います。

7の課題の整理ですけども、課題としましては1から4番目までありますて、亘理用水路横断サイフォンの能力が不足している。あとは、横山低地部の道路側溝が古く機能していないため、排水不良が発生している。あと、大平川と旧県道交差部の橋について、断面が小さく溢水し、ほかの流域へ流れ込んでいる。あと、大雨時、落し堀承水路の水位が上昇すると、承水路から逆流する可能性があるというような課題の整理となっております。

8の対策案になりますけれども、1から5ありますて、まず1つ目が、サイフォンの布設替ということで、湛水確認されるサイフォン④、⑤は近接しているので、2つのサイフォンを統合し、1つのサイフォンにするような形。あとは、堰板の設置を行いまして、余裕のあるサイフォン⑦へ流域⑥と⑧の雨水を誘導して、サイフォン⑥と⑧は改修しない。あと、対策案の3としまして、低地部の道路改良のほうを行いまして側溝の改修を行い、余裕があるサイフォン⑦へ流域⑥と⑧の雨水を誘導するような形です。あとは、対策案の4としましては、護岸高の変更ということで、横断ボックスを入れ替え、溢水を防止する。あとは、対策案5としましては、亘理用水路より東側の田んぼですね、こちらのほうを田んぼダムの活用の推進ということで、落し堀承水路への流出量を抑えるというような対策案となっております。その他としましては、逆流防止のために承水路へのフランプゲートの設置、あとは排水ポンプ施設の検討ということで、強制的に落し堀承水路へ排水するような形となっております。

説明は以上となります。

議長（菊地康彦君）今、説明が終わりましたが、この件に関して何かご質問等ございますでしょうか。

1番（竹内和彦君）はい、議長。それでは、ちょっと確認したいんですが、1枚目の右のカラーデなってる表2の流域流出量という欄の中ですが、この流出量の合計が38.2ってありますね。その右側、排水施設能力の合計のところが書いていないんだけれども、これどういうふうに解釈したらいいんですかね。この7.2と1.6は、これ足されないですかね。その辺の考え方。

建設課長（山本勝也君）はい、議長。こちらの流出量につきましては、こちら流域①から⑤まで全体の流出量にはなるんですけども、こちら下の米印に書いてあるとおり流達時間が異なるので、単純に足した合計値とはなっておりません。

あと、排水能力のほうにつきましては、谷地川と谷地川支線、合流してからの最小の能力ですね、こちらの2枚目の左側の上の地図のNo.55というところを見てもらうといいんですけども、こちらの排水能力が7.2トン分しかないっていうような形の能力っていうような形でまとめてるような形になります。

1番（竹内和彦君）はい、議長。そうすると、考え方としては、7.2というふうな考え方でい

いのかしらね、この空欄のところ、合計。

建設課長（山本勝也君）はい、議長。そうですね。最終的には7.2しかないというような形です。

（「7.2、分かりました。以上です」の声あり）

議長（菊地康彦君）そのほか。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。ちょっと簡単な確認をさせていただきますが、1ページの表1の総雨量の洗い方なんですが、近年実績として令和元年の台風19号における一つの事例なんだけども、逆算するとこれ6年前だけども、その前にも、10年前とか20年ぐらい前もあったよね。示している時間雨量なり月間雨量の33なり276という赤で書かれた数字、この辺の過不足がないかどうか。

建設課長（山本勝也君）はい、議長。こちらはですね、過去10年、15年とか20年ぐらいですね、その中の最大値っていうような形で、令和元年台風19号が直近では一番多く降ってるっていうような値になります。昭和60年か、ちょっとその頃の8.5あったと思うんですけども、そのときは、まだこちらの坂元と山寺に観測所がないんで、亘理の観測所があるんですけども、240ミリぐらい総雨量ではというような形なので、それよりは大きいやつを使ってシミュレーションしているというような感じになってます。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。分かりました。そういうことであれば、その辺の関係もちょっと米印なりね、それなりの過去の実績の中では足りないという、例えは別にしてもね、だっていうふうなことを表記していただけると理解しやすいかなって思っております。

そして、もう一つ、排水対策、これまで必要な対策・対応は取ってきてるわけだけども、なかなか追いつかないという現実があるわけじゃないですか。それを振り返ったときに、直近で見れば、小さいと思うけども、特に谷地川排水機場、新たに出てきて、いわゆる山としての保水能力が例えば低下してるっていう部分も、これも否定できない部分になっていくと思うんですよね。

この排水路対策はね、排水対策だけだとなかなか難しいんですね、併せてトータル的な対策を少しでも進めていかないと、せっかくまた今回のこの調査に基づいて一定の事業費を投入してもね、また過不足が生じてしまうことになりかねないので、大変だと思うんですけども、その辺も意識して排水対策を進めてもらえるようにしたらいいのかなというふうには思います。これは要望としますけども、もし町長のその辺のご認識があればお願ひしたいなと。

町長（橋元伸一君）はい、議長。今回ですね、この結果を見てやはり私もですね、相当ちょっと驚いてますっていうね、これだけ大規模なことをやらないと解消されないというところが判明したわけですね。ですから、今、齋藤議員言ったように、今、震災後に山を削ったりですね、あと、ソーラーパネルや何かで山が、木、切られたりですね、あとは、今後考えられることとして、すぐにできるできないは別として考えられることとすれば、坂元のスマートインターのあたりのね、いろんなことを皆さんから意見いただきますが、そういうことも考えれば、これからは、もし同じような雨が降った場合には、もっと多い量の水が下流に流れてくる場合も考えられますので、そういうことも想定した中で、とにかく今できることから少しずつ解消できるようにですね、これは毎年こういうふうなことが起こるかどうかっていうことではないんですけども、今回の津波と一緒に何年に1回というふうな見立てになってますが、ただ、今、自然災害、どんどん増えてまして、いつ何が起きてもおかしくないような自然環境になってきてますので、この辺で

すね、まず、町のいろいろな財政的なことも踏まえながら、できるところから少しづつ解消していくかなくちゃいけない。今回、まずは、この現状がはっきり分かったということからのスタートということになりますので、皆様にもですね、今、齋藤議員からいただいた意見もそうですし、いろいろな形で意見をいただければというふうに思いますので、その辺、よろしくお願ひできればと思います。長い目で見ていかないと、本当にその場しのぎのことをやってたんでは、ちょっと今後また大変なことになるのかなとは思ってますので、その辺を踏まえて進めていければというふうに思っております。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。私もやっぱり、今、齋藤議員から出たように土取り場、あそこから流れる土なんかもすごいんですよね。そして、それが河川にたまるっていうようなことがあるので、やはり保水・保全っていうようなことも必要ですし、側溝対策も結構やってはもらってるんですが、側溝もそのままになってるので土がたまっちゃってるんですよね。それで、せっかくしてもらってるのに、排水対策をしているにもかかわらず、それが町の中に入ってるといっているというようなこともあるので、そういうふうなひとつ住民の人たちへの呼びかけなんかも必要なのかなというふうな思いがあります。そして、やっぱり田んぼダム、今あるもう荒れてしまっている田んぼなんかも、こういうふうな形で役に立てるんですよっていうようなことのPRなんかもしてもらえばいいのかなというふうな思いがありますので、排水対策、そして町全体の安全対策というのも、もうちょっと町だけで、行政だけではなくて、住民と共にっていうこともPRしていく必要性があるかなと思ったので発言させていただきました。

以上です。

議長（菊地康彦君）よろしいですか、回答。

2番（高橋眞理子）はい、議長。排水対策なんんですけど、まずはうちの場合、うちはあまり高低差がない地形ですよね、山元町って。そういうふうに考えていいと思うんですけど、それでたまるところにはたまる、それは昔からということもあって、横山地区であるとかあの辺もあひるがいとかですか、じとじとしているようなっていうようなこともある。それはそれといたしまして、高低差がないということなんですが、例えば山がね、やっぱり荒れてたら上から下に流れてくるわけですから、水は、その辺、私はとてもちょっと心配して一般質問なんかでも言わせてもらってたんですけど、やっぱりこの谷地川にしろ何川にしろですよ、どっから、山でもこの辺から流れてくるってルートはもちろんつかんでいらっしゃるわけですよね。つかんでらっしゃいますよね。その何か所でもいいですから、あるいはその辺の荒れ具合っていいましょうか、流木、倒木したままであればそこにたまったりして、それが一気に流れてきたらまたえらいことになったりすることもありますよね、当然ながら。その辺は、きっとつかんではいらっしゃるのでしょうか。

建設課長（山本勝也君）はい、議長。ちょっと山の状況までは、つかんではいません。この流域の中の水路等に関しましては、今回のところで調査しまして大きく詰まっているところはないっていうのを確認していますけど、ちょっと山の状況ですね、そこまでは確認しておりません。

2番（高橋眞理子）はい、議長。今回の調査結果を見てまた対策をするということなんんですけど、でも、それは農水課等もですね、いいですか、農林水産課とも絡めてですね、その辺、排水対策は大事なんじゃないかなと私は一般に思って、常識的にしたら変ですけどね、

一般人として思うにはそんなふうに思うんですよ。あと、先ほども出ました田んぼダムのことも、私、以前から申してるんですけど、その辺もちょっと取つかかってもいいのかなというふうに思うわけです。

以上です。この辺をどうお考えでしょうか。

建設課長（山本勝也君）はい、議長。田んぼダム、これは大きく田んぼに、とりわけ畔を今ある畔から高くするわけではなくて、畔の強化と、あとは田んぼに設置しますですね、ますから少しづつ排水路に流すっていうあれなので、一気には出てこないので、この取組は耕作者だったり地権者さんにだったり説明しましてですね、これはやっぱり一番お金のかからない取組だと思いますので、そこは進めていきたいと思っております。（「農水課とか」の声あり）そうです。農林とも連携しながら、あとは県ですね、山に関しては県とか、あと土取り場も県のほうなので、県とちょっと連携しながら進めていきたいと思います。

議長（菊地康彦君）よろしいですか。そのほか。

なければ、じゃあ私から1点だけ。今回、排水対策は坂元地区と横山地区ということで重点的にはなってるんでしょうけど、大雨時のですね、山下地区の越水とか町なかの洪水状況ですね、この辺は問題ないというか、対策は考えてらっしゃるのかどうか、ちょっとそれだけ。

建設課長（山本勝也君）はい、議長。山下のほうにつきましてもですね、こういった調査を今後行っていって、どういった対策が一番いいのかっていうのはやっていきたいと思っております。高瀬川に関しましてですけれども。

議長（菊地康彦君）分かりました。では、これでこの件に関しては終了といたします。

ここで、一度お昼休憩を取りたいと思います。再開は1時20分、1時20分再開ということでお願いします。

午後0時05分 休憩

---

午後1時20分 再開

議長（菊地康彦君）それでは、皆さんおそろいですので、多少早いんですが再開したいと思います。

それでは、④の復興公営住宅に入居する低所得者世帯への家賃減免措置について説明を求めたいと思います。

建設課長（山本勝也君）はい、議長。それでは、復興公営住宅に入居する低所得世帯への家賃減免措置について説明申し上げます。

1の概要ですけれども、東日本大震災で被災した低所得世帯に対する町独自の復興公営住宅の家賃減免措置について、被災者の生活再建の現状等を踏まえ、家賃減免を入居後12年継続する方針としていますが、昨今の物価高の影響を特に受ける低所得世帯に迅速な支援を行うことを目的とし、家賃減免期間を1年間延長するものです。

2の対象世帯・減免内容ですけれども、家賃減免対象世帯は、被災し、復興公営住宅に入居し、認定月額が8万円以下の世帯ということで、対象世帯は259世帯になります。

(2)の減免内容ですけれども、入居後13年目まで一定期間延長しまして、14年目以降は、国の制度に基づき5年かけて段階的に引き上げていくというような形になります。1年の減免延長による歳入減収額は約1,950万円となります。

3の近隣市町の動向ですけども、2市2町の動向を下の表に表しております。名取市につきましては、昨年10月ぐらいに独自減免を1年延長するということで、本来家賃に戻る時期は入居後17年目となります。岩沼市につきましては入居後19年目、亘理町につきましては入居後20年目というような形になります。本町につきましては入居後19年目というような形になります。

4のその他としましては、対象世帯に文書等による通知のほか、2月上旬に発送する令和7年度の月額家賃通知書により本来家賃から減免額を除した月額家賃を各世帯にお知らせします。あと、低所得世帯への支援が目的のため、収入超過者の割増家賃減免は、再延長はしないこととしております。

簡単ですが、説明は以上となります。

議長（菊地康彦君）ただいま説明が終わりましたけれども、この件に関して何かご質問等ございますか。よろしいですか。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。3のこの近隣市町の動向という欄があるんですが、ここにあえてこういう形を整えていただいたというのは、やはり近隣市町とのバランスということを意識された部分なのかなというふうに思ったときに、この入居後11年目以降のそれぞれの4市町を見比べたときに、名取市が独自減免1年延長されて岩沼なし、亘理なし、我が町は、独自減免2年延長をもう既にされているわけですよね。されているにもかかわらず今回さらに1年あれするというのは、私的には、近隣市町とのバランスが取れるということにはならないんじゃないのかなと。これは、あまりにも突出した減免の延長というふうにしかならないというふうに思うんですけども、その辺のお考えを確認しておきたいなというふうに思います。

建設課長（山本勝也君）はい、議長。岩沼、亘理につきましては、入居後10年目までが減免期間となっておりまして、その後、岩沼市に関しては2年ごとに20パーセントということで、9年間かけてどんどん上げていくっていうような形になります。亘理につきましては、同じく10年目までが減免の延長で、その後、1年ごとに10パーセントずつ上昇するっていうようなことで、入居開始からおおむね19年、20年目での本来家賃に戻るっていうような感じが岩沼と亘理にはなっております。本町のほうにつきましても、今回1年延長することによって、本来家賃に戻るのが19年目ということで、岩沼、亘理、山元に関しましては、おおむね19年、20年というような形で本来に戻るっていうような形でバランスが取れている。名取につきましては、特にそもそも10年からの延長はしてなくて、1年間、11年目まで伸ばしまして、あとは段階的に5年間かけて上がるっていうような形で10。ちょっと名取だけが入居後、岩沼、亘理、本町に比べても早めに上がるっていうような、ただ、名取に関しましては、本来16年目で上がるところを、昨年、延長したというような形になってますので、名取とは、入居後の経過年数からの本来家賃に戻る時期に関しましては、ちょっと名取のほうが早いんですけども、岩沼、亘理と比べては同じなのかなというような考え方で1年間延長しております。

議長（菊地康彦君）よろしいですか。そのほか。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。259世帯なんですが、多分、高齢者が多いのかなと思うんですが、高齢者世帯はどれくらい、この259の中で何世帯くらいになってますかね。

建設課長（山本勝也君）はい、議長。大体7割ぐらいが高齢者世帯になっております。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。そして、その高齢者での独り暮らしが多いんでしょうかね。ど

うなんでしょう、その辺も。

建設課長（山本勝也君）はい、議長。大体100世帯ぐらいになります。

議長（菊地康彦君）よろしいですか。そのほかございませんか。なしでよろしいですか。

では、ちょっと私から。この件に関するものじゃなくて大変申し訳ないですけど、この減免と同時に、以前にですね、買取りするっていうことで単価を検討するっていう以前報告あったと思うんですが、もうしばらくなるんですけど、その辺の進捗っていうのはあるんでしょうか。

建設課長（山本勝也君）はい、議長。譲渡なんですけれども、現在、譲渡の意向を出している方っていうのがつばめの杜で1世帯、あと、坂元の町東のほうで1世帯っていうような、やっぱり時間とともに考え方も変わってきてまして、ただ、一応つばめの杜のほうにつきましては、8年度に譲渡を希望したいというような意向はあります。あと、町東はですね、家族の状況によってちょっと考えが変わるかもというような、現在お子さん2人と1人で住んでいる方、3人で住んでる方なんですけども、お子さんが進学とかで家を出していくかもしれないということで、その辺は、その状況に合わせて変わるかもしれませんというのあります。

議長（菊地康彦君）その際の計画の見直しとかっていうのはやってんですか。

建設課長（山本勝也君）はい、議長。それで、一応ですね、住宅の長寿命化計画、来年度見直しをかけて計画のほうの見直しをする予定であります。

議長（菊地康彦君）やっぱりこれも併せて報告はね、あつたほうがいいです。ちょっとしばらくだったんで私もこれを出されて、そういうふうに思い出したもんですから、ならばこういうふうな世帯になってしまったのはね、おつきなものじゃなくなってくれかと思いますが、ただ、収入的なものっていうかね、その辺の見直しが変わってくるのかなと思いましたので、分かりました。

では、これについてはこれで終わりにしたいと思います。

議長（菊地康彦君）それでは、続きまして、⑤番の人工衛星を用いた漏水調査で、事前説明ということで説明をお願いします。

上下水道事業所長（富樫誠君）はい、議長。それでは、人工衛星を用いた漏水調査についてご説明いたします。

まず、1の事業の目的ですが、本調査を実施することで、短期間で効率的に漏水している場所を特定できるとともに、発見された漏水を短期間で修理することで適切に資産を維持し、経営の安定化を図るものであります。

なお、本町の漏水調査業務は、第2期の包括業務に追加し実施しておりましたが、下の表にお示ししたとおり調査は行いましたが、地震等の影響もあり思うような成果を得ることができなかつたことから対策のアプローチを変える必要があると判断したため、令和7年度からの第3期包括業務では漏水調査を委託対象外とし、直営業務となるタイミングで最新技術を活用した漏水調査を取り組みたいと思っております。

次に、2の衛生漏水調査の仕組みですが、①として、まず電磁波の照射なんですけども、人工衛星から地下2メートルから3メーター程度まで届く電磁波を地表に向けて照射いたします。

次、②反射波の受信は、地表に当たった電磁波は、水道水と非水道水とを区分し、反射波として衛星に戻ってきます。

③データ解析は、受信された反射波データを、独自開発された計算方法やAIを活用して解析します。

④漏水箇所の特定は、解析結果に基づき漏水のおそれがあるエリアを半径100メートルの範囲で特定し、それを地図上に表示します。

次に、3の衛星漏水調査のメリットにつきまして、まず、メリットの①としまして広範囲の迅速な調査ですが、これまでの水道管の漏水調査は、調査員により管路が埋設されている町内全域を対象として複数年かけて調査をする方法で多大な労力と時間がかかっていましたが、人工衛星を活用した調査では短期間で広範囲の調査が可能となり、効率的に漏水箇所を特定することができます。

メリットの②ですけども、高精度な漏水検出ですが、今までは、人力による漏水調査で発見する以外は、地表で路面が濡れていないと発見することが困難でしたが、人工衛星を活用した調査では地下の漏水を検出することが可能となり、さらにAI解析により高精度な漏水検出が可能になります。

資料の右側の一番上、メリットの③コスト削減ですが、第2期の包括業務による漏水調査では、町内全域を5ブロックに分け5年間で調査を実施してきましたが、これを衛星漏水調査では数か月に短縮でき、さらに共同発注で委託費用の大幅な削減が見込まれるほか、国の交付金も活用できる可能性があります。また、短期間に集中して漏水調査を行うことで有効率の向上が見込まれ、水道事業経営の安定化が図られます。

次に、4の調査から修理までの流れですが、先ほど2の衛星漏水調査の仕組みで説明しました④の内容が青枠で囲われた衛星漏水調査の結果になります。右側の赤枠ですが、調査結果に基づき地図上に表示された路線に対し、人力による路面音調調査を行うことで短時間に効率的に漏水を発見し、修理を行います。

次に、5の調査対象及び事業費についてですが、本町で令和7年度に予定している対象延長は、町内の配水管全延長の230キロメートルです。調査費用は、通常であれば延長500キロメートルまで定額で約900万円となります。共同発注することで半額程度まで減額となる見込みであり、今年度実施している衛星漏水調査において、本町と同規模事業体における調査費用は約400万円でした。さらに、コスト削減でもご説明したとおり当該事業は交付金の活用を見込んでおり、採択された場合には、事業費の2分の1が交付対象となる見込みであるとともに、衛星漏水調査から路面音調調査、さらに、漏水修理までに要した費用が交付金の対象となります。そのため令和7年度の当初予算には、衛星漏水調査費用で約400万円、路面音調調査と漏水調査費用で約350万円、合わせて総事業費で約750万円を予算措置する予定であります。

次に、6の近隣事業体における衛星漏水調査の実績についてですが、今年度は、気仙沼市や白石市など宮城県11市町に加え、福島県の相馬地方広域水道企業団が事務局である宮城県の取りまとめにより昨年3月19日に基本合意を締結し、衛星漏水調査を実施しております。来年度は宮城県が5事業体、福島県も5事業体、合わせて10事業体が共同発注に向けて調整を進めてきました。

最後に、7の基本合意締結式についてですが、本件は広域化による共同発注事業となることから、各事業体の代表が集まり、本事業に対する基本合意を締結いたします。資料には開催予定日と記載してございますが、一昨日に開催日が確定いたしまして、2月の10日月曜日の午前10時45分から11時15分までの30分間、場所は、記載の

とおり宮城県庁4階の庁議室で開催いたします。出席者は、宮城県知事、各水道事業体の代表、主に首長となるんですけども、そのほか記載してあります福島県知事については、現在調整中とのことでした。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長（菊地康彦君）説明が終わりました。この件に関して何かご質問等ありますか。

5番（大和晴美君）はい、議長。近隣事業体において、昨年度、県で11市町ですか、調査を実施するわけなんんですけど、この時点において山元町では、そういった検討というのになかったんでしょうか。

上下水道事業所長（富樫誠君）はい、議長。今年度ですね、この気仙沼、白石関係、実際に調査してるんですけども、一応その調査するに当たりまして賛同しますかというような県からの問合せはございましたが、この段階では、ちょっとまだうちのほうでもですね、この衛星漏水調査というものをよく理解していなかったものですから、この段階では、一旦、乗っかるということはせずに、今年度実施しているその衛星漏水調査というものを、ある程度、我々のほうも情報をつかんだ上で来年度からこれのほうに賛同するということを決めたものでございます。

議長（菊地康彦君）そのほか。

4番（丸子直樹君）はい、議長。こちらは見せていただいて、とてもメリットが大きいものだとは思うんですけども、一応書いてないこととして、実際これを使ったときのデメリットや、例えばこの電磁波の2メートルとかそういうふうにおっしゃってましたけど、測れないところとかはどうするのか、そういう場所があるのか、そういうのをちょっと具体的に教えていただけだと。

上下水道事業所長（富樫誠君）はい、議長。今ですね、我々のほうで仕入れている情報ですと、例えば地下水が高いところだと漏水かどうかというのをつかみづらいとかですね、あとは、地形的条件によってはなかなかちょっと判断しづらいとかっていうような情報は、いただいております。

議長（菊地康彦君）よろしいですか。

10番（斎藤俊夫君）はい、議長。大変いいことづくめの漏水調査という説明なんですが、なぜ私ももう少し早めに最初からこの共同の事業に乗っかれなかつたのかなという素朴な疑問があるんですけどもね。私の記憶では、去年のたしか3月の上旬に、この先行している県内の自治体なり相馬の広域企業団含めた取組がマスコミで取り上げられてるわけですよ。前段、大和議員からも確認がありましたけれども、あの時点でこの話がまとまっていたということは、それなりのタイミングで県なり国のほうからこういう手法、調査があるよということは、町のほうにも当然情報が入っていたんだろうというふうに思うんですよね。ただ、この1番の事業目的の中で第2期の民間委託云々かんぬんあるだけでも、このタイミングもあったのかなというふうには思うんだけどもね。もし委託と抵触しないっていうかね、違約金の問題とかいろいろあるかもしれませんけれども、思い切って1年前倒しできなかつたのかどうか、その辺も含めてね、いつこの事業について知ることになったのか、あとはその包括民間委託等の関係、どういうふうな不都合があつてこの1年遅れね、周回遡れの取組ですよ、その辺ちょっと説明していただきたいなと思います。

上下水道事業所長（富樫誠君）はい、議長。今ですね、事業の目的のほうでもお話しさせていた

だきまして齋藤議員からもありましたとおり、やはりですね、最初から乗っからなかつたというところの要因の一つとしまして、やはり包括業務に漏水調査というのを第2期のほうでは新たに追加して実施していたと。ちょうど今年度がですね、その包括業務の最終年度というふうになっているものですから、やはり今まで4年間やってきたものを最後に5年間、漏水調査まで与えた業務を最後までしっかりとやって、その成果をきっちりと包括業者の方には自分たちが5年間でやった成果というのを取りまとめて、そして、それを我々の方に提出いただくというような、そこまで包括のほうの業務としてしっかりとやっていただきたいという思いがありまして、今年度ですね、やっているその調査のほうには、手挙げはしなかったというのがございます。ちょうど来年度からはその包括のほう、新たに第3期になりました切り替わるこのタイミングが、やはり乗っかるタイミングとしては一番最適なタイミングじゃないかというふうに判断したものでございます。

議長（菊地康彦君）よろしいですか。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。だから所長の説明、ある程度分かるんだけども、4年間の調査実績っていう話なんだけどもね、少なくとも、4年でなくとも3年の実績があるわけですから、そして、先ほどの説明だと、委託の結果・効果というのはいまいち芳しくないというような、1年延長したからってそれがいい結果につながるという見通しつていうのは、3年やった中で見通せると思うんですよね。だから先ほど、私、確認したように、委託業務の中に4年なら4年、5年なら5年って決めたやつを途中でね、ストップして切り替えるとした場合に、何か違約金でもそこに発生する余地があったのかどうか。そういうことがあったからあえて最後まで持ってきたんだというんだったら多少はあるんだげっとも、ただ漫然と先延ばしちゅうか当初の予定どおりだつていうのは、一定の効果が期待できないような状況の中でどんなもんかなというふうに思ったんですが。

議長（菊地康彦君）回答はいいですか。（「お願いします」の声あり）

上下水道事業所長（富樫誠君）はい、議長。確かに業務の途中でやめれば、あと、最終的に精算するというようなやり方も、そういう方法もないことはなかったんですけども、やはりちょっと出してたですね、第2期の業務というものを、あと1年でしたので、あとエリアも5ブロックに分けて残っているブロックが残り1つというふうになってたものですから、やはりここまでちょっとしっかりと包括のほうに業務のほうを遂行していただきたかったという思いがちょっと強かつたもので、この一番最初、宮城県で最初に取り組んだこの今年度やってるほうには、なかなかちょっと乗っかろうというふうな考えには至らなかったというものでございます。

議長（菊地康彦君）よろしいですか。そのほか。

なければこれで終了いたします。

それでは、6番目の山元町地方創生総合戦略の計画期間延長について説明を求めます。企画財政課長（大和田敦君）はい、議長。それでは、山元町地方創生総合戦略の計画期間の延長についてご説明いたします。

まず、1の趣旨でございます。町の総合戦略につきましては、令和6年度、今年度をもって計画期間の終期を迎えるというふうなことから、国の構想戦略に基づいて令和7年度を始期とする新しい総合戦略を策定することということで進めてまいりましたところです。

ただ、一方、国では、昨年の10月ですね、デジタル田園都市国家構想の成果と反省を踏まえた地方創生2.0を掲げまして、12月の24日、その基本構想、考え方を示したところでございまして、今後は、町としましてもこの国の構想に基づく新たな戦略の策定が見込まれるというふうなことになってございます。こういった状況下におきまして、今この時点で町の総合戦略策定を進めた場合、大幅な見直し、最短でまた来年ですね、見直しをせざるを得ないというようなことがございますので、国の方針が示される一定期間、具体的には1年間になりますけども、策定作業を見合わせ現在の計画期間を1年間延長するというふうなものになります。

2の地方創生総合戦略とは何かと、今さらではございますけども、出生率の低下による人口減少に歯止めをかけ、そして東京圏への過度な集中を是正すると、地方での住みやすい環境の確保ですとか、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的として、平成26年、今から約10年前ですね、まち・ひと・しごと創生法が創設されたところでございます。この創生法に基づいて、各自治体におきまして国の長期ビジョンでしたり国・県の総合戦略を勘案し、人口ビジョンで描いた将来展望を踏まえ、それぞれの地域の実情に応じた人口減少を克服し、持続的な発展を目的とするため具体的な施策を取りまとめたものが地方創生総合戦略となってございます。

3番目の本町における総合戦略の策定状況でございますけども、まず、第1期に関しましては、計画期間が平成27年度から令和2年度までということで、この第1期の総合戦略期間については第5次総合計画、いわゆる復興計画ですね、これらに掲げる事務事業とのすり合わせを行った結果、下の実現に向けた4つの基本目標を掲げ、この戦略に基づき事業を展開してきたものでございます。

(2) の第2期の総合戦略でございますけども、期間については令和3年度から今年度、令和6年度までとしまして、こちらは、第6次総合計画にぶら下がるような形でこういった目標を掲げ、各種事業を展開してきたというふうな経緯がございます。

次に、右側に移りまして、4の地方創生2.0を軌道に向けた国の今現時点での我々が把握している動きについてご紹介いたします。

昨年10月の11日に、新たな内閣発足と同時にですね、創生本部が設置されたところでございます。この創生本部において11月の8日、これまで10年間にわたり取り組んできた成果と反省を生かして地方創生2.0を再起動させるというふうな方針が決定されたものでありますて、有識者で構成する「新しい地方経済・生活環境創生会議」が設置されたところでございます。次、11月の29日、この創生会議が開催されまして、今後の10年間の基本構想を年内中に取りまとめるよというふうな方針が決定し、そして12月の24日、地方創生2.0の基本的な考え方を決定したとなってございまして、その2.0の基本的な考え方なんですけども、若者や女性に選ばれる地方づくり等を掲げ、人口・生産年齢人口の減少が進行する中でも経済を成長させ、社会機能の維持を目指すというふうなものでございまして、今般掲げられました考え方の基本的な構想ですね、この5本柱が記載のとおりになってございます。これは、繰り返しになりますけども、国がこの10年間進めてきた各種施策がなかなかうまくいかなかったというふうなことがありますて、まず、1点目、安心して働き云々というふうなものについては、これまで少子高齢化というふうなものの文言がよく使われてきたんですけども、若者でしたり女性が活動・活躍しやすい生活環境というふうなところに改められたよう

すし、②番の東京一極集中、これについてもなかなか打破できていないというふうなものがあるようです。その④番のデジタル・新技術の徹底活用、これもですね、12月の定例会で我々の取り組むDXの話をちょっと一般質問なんかも頂戴しましたけども、まだ民間企業が進んでるほうというふうに言われておりますけども、肝腎な基礎自治体ですらなかなか追いつかないというふうなこういった実態を踏まえまして、こういった5本柱が掲げられたというふうなものになってございます。

しかばこの期間の延長をどうするかというふうになりますけども、5番になります。重複になりますが、現行の計画については令和3年度から令和6年度まで、これを1年間延長しまして令和7年度までとしたいというふうなことで考えてございます。掲載している事業、これについては、先ほど説明しました左下の表の右側の取組事業というふうになってございますが、こういった事業については、基本、全て継続というふうなことで対応してまいりたいと。ただ、これも過去の一般質問等で頂戴しましたけども、目標を設定している関係から、目標未達の事業については据置きとしまして、もう既に達成しているものについては、達成状況を踏まえながら目標値を再設定するというふうなことで進めていきたいと。

そして、新しいこの数値目標、KPIですね、の設定については、次の総合戦略において行うものというふうなことで進めていきたいと考えてございます。

ちょっと参考までになんですが、これは、山元町だけではなくて宮城県下、市町村で同じような状況に置かれてる市町村が結構ございます。といいますのは、それぞれの自治体、総合計画の策定年次も違いますし、当然その総合戦略の策定期間も違うもんですから、全ての自治体がこれに当たはまるかといったらそうではなくて、山元町と同じように今年度を終期としているところについては、やはり何市町村があるというふうな話は宮城県から伺ってございます。しかば、じゃあどうするのというふうな思いはどこの自治体も持ってまして、これを宮城県といろいろ調整した結果、やはり宮城県からも、今回作り変えてしまうと、また新たに1年もしないうちに新たなものをつくり変えるようになるんで、暫定的な措置として現在の計画を1年間延長するというふうなものが得策ではないですかと。これは、宮城県下、全ての自治体に対して同じような指示といいますかね、伝達がなされているところでございます。

これを踏まえまして、今後のスケジュールになってございます。まず、令和7年夏頃、これは夏頃というふうな漠然とした表現で大変恐縮なんですが、これは国の動き、どれを探してもやはり夏頃というふうな表記しかされてないもんですから、国では夏頃、これが6月になるのか7月になるのか8月になるのか、ちょっと今の時点では未定なんですが、新たなその基本構想が策定されるというふうな見込みでございまして、町としては、これを踏まえて町の持続可能なまちづくり推進本部会議で策定の方針を決定し、その後、策定作業に入りたいというふうなことで、期間的には8月ぐらいから年明け2月ぐらいまではかかるのかなというふうなことで見込んでございます。その策定に当たっては、第1期、第2期同様ですね、外部委員で構成します戦略委員会に対して意見聴取などを実施しながら、最終的には来年の3月の完成を見込んでいくというふうなことでございます。このような形で新たな第3期の計画を策定してまいりたいというふうに考えてございます。

説明につきましては以上となります。

議 長（菊地康彦君） 説明が終わりました。この件に関して何かご質問等ございますでしょうか。

10番（齋藤俊夫君） はい、議長。この町の総合戦略については、今説明があつたように、国の施策に呼応して全国の自治体、同様の取組がなされてきたということで、私は、今の検討の整合性を取った対応なりの考え方については、非常に妥当というか合理的な考え方じゃなかろうかなというふうに思いますので、手戻りのないような形で延長するというのは、問題ないんじゃないかなというふうに思います。ただ、1つ、あえてこの場で確認しておきたいのは、よく国からの制度を活用する際に、この総合戦略に掲げられたものというふうなそういう縛りなりね、があるんですけども、総合戦略の場合、何かそういうひもつき的な制度の問題というのはあったでしょうか。

企画財政課長（大和田 敦君） はい、議長。ひもつきといいますか、一番大きなものは、補助の活用云々よりも企業版ふるさと納税、これは、今年度も1,000万円ほどを超える金額、頂戴しますけども、この取組ができなくなるっていうふうなものがあります。ですから、例えばこの3月で一旦切れて、1年間空白期間があつて来年の4月から取り組むとなると、結果、その1年間の空白期間が出てきますから、その期間、我々が身近に感じるもので一番大きなものは、企業版ふるさと納税というふうな制度について取り組めなくなるというふうなものがございます。

次に、各種補助金・交付金の関係でございますけども、先ほど水道事業所の説明の中でデジタル田園都市国家構想云々かんぬん交付金ってあったと思いますけども、あれが来年度4月以降、大幅に変わります。制度の内容が非常に拡充されて、特にハード事業面に関してその限度額がすごい高くなつて、補助率については変わらないんですけどもね、そういう制度の内容は変わりますけども、基本的にこれは県のほうに確認してますが、1年間延長することによってそういう制度を活用することは可能というふうな回答はいただいております。

こまいまのを上げていくといろいろ出てくるんですが、我々が仕事をする中で身近に一番その打撃が大きいといいますかね、やはりその企業版ふるさと納税の取組ができなくなるというふうなものが最も大きなものかなというふうに、ただ、繰り返すようですが、基本的に活用できる補助施策等々については、従来どおり変わりないというふうなものになります。

議 長（菊地康彦君） そのほかございますか。よろしいですか。

では、この件に関しても以上で終了いたします。

それでは、執行部の説明、最後になります。震災慰靈碑「大地の塔」へのトイレ設置について説明を求めます。

総務課長（大橋邦夫君） はい、議長。それでは、総務課から震災慰靈碑「大地の塔」へのトイレ設置についてご説明いたします。

配付資料をご覧いただきたいと思います。

初めに、1の大地の塔設立の経緯についてですが、大地の塔は、東日本大震災で犠牲となった町民などの追悼を行うとともに、震災の教訓を後世に伝えることを目的とし、建立したものでございます。建立に当たっては、町内の関係団体などから選出された委員15名で延べ11回にわたり検討を重ねました。委員会では、建設位置として、震災で犠牲となった住民が一番多い地区であること、人が集まりやすいこと、トイレがあること、浜通りの復興を願うなどの意見を踏まえて総合的に判断し、JRの旧山下駅跡地

に決定したものでございます。

2の大地の塔完成からこれまでの経緯についてですが、大地の塔は平成28年2月に完成いたしましたが、旧山下駅前のトイレは、平成30年に旧山下駅前周辺環境整備事業により解体されることとなりました。その後、大地の塔敷地内へのトイレ設置に向け、令和5年第2回定例会、令和6年第1回議会定例会、それぞれ係る工事費を含む一般会計予算を提案いたしましたが、トイレ設置工事を除く修正案が可決されております。また、令和5年第4回議会定例会においては、大地の塔敷地内へのトイレ設置に関する請願書が議会に提出されておりますが、こちらは不採択となっております。その後、町内外の方からの要望は続いておりまして、今年に入りまして1月7日付で震災慰靈碑「大地の塔」敷地内へのトイレ設置を要望する80名分の署名が町長宛てに提出されております。また、今週、追加ということで、40名分の署名が追加で提出されております。こちらには、正副区長約7割ぐらいの方の賛同を得た署名となっておりますので、併せて説明させていただきます。

次に、施設規模の検討についてですが、令和6年度の一般会計当初予算要求時に全員協議会で詳細な説明を行っておりますが、資料にあるとおり、都市公園技術標準解説書、建築設計資料集成及び県の条例に基づきまして、便器の基数を、男については小1、大1、女性については大1、多目的、バリアフリー、こちら大1と算出いたしました。その後、物価の高騰もあり、予算額については物価上昇を加味して積算しております。また、便器の基数等についても、物価上昇分を抑える形で減らすことも考えましたが、社会通念上、多目的トイレをなくすことはできないことであったり、男子トイレを小便器のみにしたり大便器のみにするということも検討いたしましたが、男子のトイレを1基減らすことの影響が、多目的トイレ利用の頻度に過大な影響を及ぼしてかなり汚れが目立つようになるんではないかというような意見もありまして、設置基数については、変更すべきではなく前回の規模を継承する形で考えております。構造についても耐震、耐火、耐久性に優れているRC構造といたしまして、工期を短縮することもできるユニット型を継続して考えております。

資料の右側をご覧ください。こちらはイメージ図となります。

設置位置については、大地の塔と駐車場の間を考えているところでございます。

最後に、今後のスケジュールについてですが、本日の議会全員協議会を経まして、第1回議会定例会に令和7年度一般会計当初予算に係る工事費を計上する予定でございます。予算可決をいただいた後は、速やかに発注、契約、こちらは5月頃を考えております。そして令和7年中の完成を目指します。

簡単ではございますが、以上で震災慰靈碑「大地の塔」へのトイレ設置についての説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（菊地康彦君）説明が終わりましたが、この件に関して何かご質問等ございますか。よろしいですか。

6番（渡邊千恵美君）はい、議長。大地の塔のトイレ設置を全く反対ということでもないんですけれども、子供を持つ親からは。

議長（菊地康彦君）すいません、質問で。討論ではないので。

6番（渡邊千恵美君）はい、議長。子供を持つ親からは、性的被害などが心配されるっていうとの声がありますけれども、設置とかの請願書・要望書を聞く段階でそういう声は、

聞いたことはなかったでしょうか。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。性的被害に関する声は、請願の際には聞いてはおりません。

議長（菊地康彦君）手を挙げて。

6番（渡邊千恵美君）はい、議長。人通りも少なく、年に数回、すごいにぎわいがあるところの場所だということは分かりますけれども、そういう子供を持つ親の声も大事にして決めていただけたらと思います。

以上です。

議長（菊地康彦君）そのほかございませんか。

10番（斎藤俊夫君）はい、議長。この必要性というものをね、しっかり問題意識を共有して私は進めるべきだろうというふうに思うんですよね、基本的にね。この前の12月議会での一般質問での町長の答弁では、利用者が増加傾向にあるというふうなニュアンスの答弁されておりますけどもね、具体にどういうふうな利用者の変化、増加傾向というのを、何で、どういう形で確認されてそういう形になってこの提案になっているのか、その辺の前後関係をまず確認したいなというふうに思います。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。総務課のほうに聞こえてくる話の中では、やはり震災遺構中浜小学校と、あと大地の塔をやはりセットで見学というか、あと、防災研修の一環として一緒にコースの中に入っているということを伺っておりまして、バスでの利用者も結構多いという話は生涯学習課づてに伺っておりますし、あと、3月11日の鎮魂の日はもちろんんですけども、月命日であったり、あとはお盆であったりお彼岸であったりと、そういう節目の日に一定程度の来訪者がいるという話も伺っておりますので、極端に増えているということではないと思いますが、一定の数はやはりいると考えております。

10番（斎藤俊夫君）はい、議長。公式な場で町長が述べるくだりですよね。やはり一定の根拠、今はやりのエビデンスですよ、それをちゃんとしっかりした中でね、表現すべき、回答すべきじゃないですか。今の話は人づての話じゃないですか。例えばそういう、今、総務課長が答弁されたようなことが、この年はこのくらいあって今はこうだからこういうふうに表現しましたって言うんだったらそれは分かりますよ。いわゆる定性的な話じゃないですか。あと、節目っていう話もされましたけども、私だって、ある程度、節目のところでは、そういう場面は確認しますし、あるいは、周辺に住む住民の方々からもいろいろ声は確認してるからこういう話をするとですね。やっぱり定性的な話じゃないくて、ある程度の定量的なね、根拠のある話ではないと、それはこの次の規模論にも当然影響する話なんですよ。だから、まずどの程度の利活用、利用見込みがあってこういう程度のものを設置するのかっていうのをちゃんとあれないと、こういう類いのものがね、町内ほかに必要とされているところ、全然ないっていうわけでもないわけでしょう。そういうことも考えたときに、やるときにはちゃんとしっかりしたものを作れないと、これは先例じゃなくて悪例になりかねませんよというそういう危惧があるわけですよ、私は。その辺について、ちょっと定性的な把握と定量的な把握について明確な考え方をお示しいただきたいなと思います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。ただいま斎藤議員のほうから、今後、利用者が増えるということを町長が言ったということであります、それは、議論の中で一つの理由でありまして、一番はですね、まずはこれ、何のために、これは大地の塔の設立の経緯というのを一番最初に書かせていただきました、説明書の中に。何のために、誰のために、どう

して造ったのか、当時。それを考えていただきたいというのは、1年前に提出したときにも同じことをたしか私は言った記憶があるんですけども、まずその時点ですね、費用対効果とかそういうものではなくて、これは、公共サービスとしてこういう施設に對しては、トイレは必要なものだということで説明をした記憶が私はあります。これは、一番最初に造るべきものを造らなかつたことによる今ここで必要だということでありまして、私のほうに聞こえてくる話もですね、今、齋藤議員は、なくてもいいような意見をいただいているような話をしましたが、私のところには、誰一人として要らないという人は来ません。声も聞こえません。100人いたら100人が造ってください、なぜ造らないんですか、そういうふうな話だけです、私のところに来るのはですね。決して私の支持者だけが来ているわけではありません。1年前の3月11日の慰靈碑のときにも、ある年配の方から、ちょうど町長いいところにいたということで話をされたのがですね、私は糖尿病の薬を飲んでいますと。糖尿病の薬というのは利尿作用があるのを知っていますかと言われて、私は知りませんでしたと。私はここに来るとき、いつも朝から薬飲まないようにして来てますということを言われまして、たった1人ですけどね、そういうことを私に言ってきたのは。それも含めてやはり皆さんに考えてほしいのは、費用対効果がどうのとかじゃなくて、何のために造って、誰のために造って、そういうところにトイレが要らないのかということですね。

費用対効果でいえばですね、沿岸部に造った避難丘公園についても、3か所、ちゃんときちっとトイレもあります。それなんかも、じゃあ費用対効果って考えてるのかって、そうではなくて、何かあったときのためにっていうことで、毎日人にいっぱい来てほしくて造ってるわけではないんだと思うんです。そこに来た人たちに不便をかけないように、そこに来やすくするために造るものだと、必要なものだというふうに私は考えておりますので、その辺をご理解いただいてですね、考えていただければというふうに思います。

そういうふうに言ってしまうと、トイレだけで考えればですよ、じゃあ町内に震災後に造ったトイレ全部が、本当にそのように大勢の方が使っているのかってなってしまいます。そういうことではないと思うんです。そこにあるべきものがいるからトイレを設置したいということですので、その必要性をもっと深く考えていただければと。過去にね、半径何キロ以内にトイレが何個あるとかそういう意見もありましたが、やっぱそういうことではないと思うんですね。今でも、私ごとにもね、なりますけれども、郵便局にもトイレを貸してほしいという方もまれにいますし、年を取ると、私もそうですが、60過ぎたらやはりトイレも近くになりますし、そうすると、やっぱりトイレのないところっていうのは行きづらくなってしまいますし、そういうことを皆さんには理解をしていただいて意見をいただければというふうに思います。確かにほかにもいろいろ町民からの要望というのはいっぱいあります。一つ二つどころではありませんので、ですからそういうのをですね、順番を決めて私の方では一つずつ、焦らずに慌てずにっていう私の信念ですので、最後に諦めずに正しいと思ったことは進めたいというふうに思いますので、ご理解をいただければというふうに思います。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。私が先ほどぐらいから確認しているのはね、一定の根拠なり考え方があつてなされるべきでしょうというふうにお話ししてるのでね、反対っていうものじゃなくてね、ちゃんと確かな根拠を共有しながらというふうな、そういう前提でお

話を申し上げましたのでね、それは間違いないようにひとつお願ひしますし、今後増えるんじゃなくて増えているというふうなそういうくだりが我々にも配付された答弁資料にもありましたので、それを引き合いに出しているということでございますのでね。そもそもその話もされましたけども、そもそもその話の中でもそういう必要性についてはね、相当程度、皆さんのが問題意識を共有しながら今日に来てるということでございますのでね、誰も利用してないっていうか必要性を認めてないということでない。誰かは利用したい、するというそういう場面も多少あるんだろうというふうに思います。ただ、それがどの程度なのかというものを大切にしないと、誰一人取り残さないっていうふうなことであれもこれもっていうわけには、実際問題、いかないわけでございますのでね。例えば去年のね、3. 11のときにたしか150人でしたっけか、来場者数、250人ね、来てましたでしょう。あれも、私も最近ちょっと過去を振り返る場面があって、その3. 11の来場者数あれしてみましたけど、多いときは500人ぐらいお越しになってたのね。それがだんだん少なくなってきてるわけですよ。だからそこの中で誰もそんときについトイレを必要とした人はゼロだったというふうには言いませんけども、そんなに多くはないんですね。例えば、ひまわり祭りで何万人も来られて仮設トイレということ、あれも特別委員会の中で確認していますけれども、そんなに利用している人は数えるほどしかないという、そういう話なんですよ。そんなことを考えたときに、これから本題のほうのこの規模・内容ということになるんだけども、よく考えて、仮にやるにしてもですよ、しないと、あれもこれも、何人使うか分かんないのにここまでのおれなんでしょうねかということになりかねないわけですよ。例えば茶室にもトイレ。

議長（菊地康彦君）斎藤議員、簡明にお願いします。

10番（斎藤俊夫君）はい、議長。できました。だからそういうこともトータルで考えたときに、この施設規模とか予算というのを提案してもらわないと、なかなか、ああ、そうですかっていうわけにはいかないですよねっていうことですね。

町長（橋元伸一君）はい、議長。先ほども言いましたが、去年は250名、それは平日ということがあります。前日、土日もあります。たしか去年は月曜日だったと思います。今年も火曜日になっています。ですので、町としては、今、土日も含めて仮設トイレどうしようかということを考えております。火曜日だけでいいのか、それとも、多少その2日増えることによって予算はかかりますが、土日にも準備しておいたほうがいいんじゃないかなと。ですからその日にもよりますし、いろいろな形、その日だけを見ればですね。先ほどひまわり祭りでの仮設トイレという話もありましたが、一部の方からも仮設で間に合うんじゃないかなというふうな意見もいただいておりますが、あそこは場所が変わるわけでもありませんし、イベントでもありませんので、365日、あそこはお参りができる場所という考え方ありますので、その辺を考えていただければというふうに思いました。

先ほど去年の段階で増えているという話、それはそのとおりです。去年の段階で、今年もトイレがないということでのいろんな弊害はあったかとは思いますが、バスや何かで視察研修、防災に関する研修なんかで中浜小学校も本当に多くの方に来ていただいております。それは、今あそこを管理していただいている語り部の方たちの努力のたまものかなというふうにも思います。小中学校の生徒さんたちがある一定の学年になると研修に来ていただいたりですね、そういうふうなこともありますので、そのときにはあそ

この慰霊碑にも寄っていただけますし、ひだまりホールのほうにも寄っていったりということがコースの中ありますので、そういうことを考えれば、確かに中浜小学校への視察が増えると、あそこの慰霊碑へのお参りも増えるという部分もあると思います。先ほど総務課長のほうからもありましたが、私はすぐ目の前で見ているので分かるんですが、お盆、お正月、お彼岸、そういう節目のときには、結構人は、来てはいただいております。あとは、よく見かけるのは他県のナンバー、若い方が時々来てですね、あそこの名前のある部分でいろいろ見ていくつている方もおりますので、決して誰も来ていないうなうな、先ほど寂しい場所でそういう性被害ということもありましたが、あの辺で性被害あるぐらい、そんな寂しいような状況にはなっておりません。先ほども言いましたね、避難丘公園とかであれば人がいないので、土日以外はですね、あんまりいませんのでそういうことはあるのかなと思いますが、あそこの慰霊碑の部分に関しては、そんな寂しいなんて思うような環境にはなっておりませんので、その辺はご理解いただければというふうに思います。

議長（菊地康彦君）よろしいですか。（「はい」の声あり）

3番（遠藤龍之君）はい、議長。今非常にいい議論というかね、これは町民の皆さんを見ているところでやってもらったほうがいいんじゃない。ここで言ってやる内容のものじゃないと私は思います。

議長（菊地康彦君）ちょっと私もそれ言うかと思ってたとこだった。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。私もいろいろいっぱい言いたいことある。それがね、町民の皆さんのがいる前で議論したほうがいいと思います。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。ごめんなさい。1つだけ。先ほどの去年のね、慰霊碑のところに来た方250名って言ったんですが、そこには、多分、学生ボランティア150名は入ってないと思います。150名、去年も来てました。今年も3月の10日から14日まで150名から160名の学生、そして、今までずっと来てたボランティアバスで来てくださってた方、コロナが収まってきたのでまた行きたいですっていうようなことで、バス1台というようなことで今朝も連絡をいただきました。なので一斉に250人、時間帯だけじゃなくいろんな人たちが来てるっていうことも加味しながら、250人ではなく先ほど500名とかっても出てましたけれども、やはりずっと1週間、2週間来てますし、お正月明けにも結構あそこに足を運んでくださってる方々もいらっしゃるので、そういうことも加味していただきたいというふうに思います。ぜひ実現を。

そして、また300万ね、値上げになりますよね。大きくまた300万プラスアルファになる中で、これ以上してたら物価高騰どこまでいくんだろうというふうな思いなので、一日でも早くというふうなところでございます。

以上です。

議長（菊地康彦君）今、遠藤議員からも。どうぞ。

4番（丸子直樹君）はい、議長。すみません。ささいなことをまず1点なんんですけど、これはイメージ図あって、この一番上の造りと真ん中の造りって多分違うと思うんですけども、以前の造りだと多分真ん中の造りのような、真ん中の写真のような形なんですけれども、このイメージ図の一番上のやつっていうものは、あくまでも中身のレイアウトの一部のイメージというような形で考えてよろしいですか。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。そのとおりでございます。なかなかいい写真が見つからなか

ったので図面と写真が、ちょっと位置が逆になつたりしてますけど、イメージ図ということでご理解いただければと思います。（「もう1点」の声あり）

4番（丸子直樹君）はい、議長。今、予算額が以前の2,700万から3,000万になるというような形で書いてあつたんですけれども、これ、一番最初の最初のほうに出されたときの2,700万から数年か2年ぐらいたってると思うんですけれども、今現状で公共工事の平均的に大体10パーセントぐらいこれは上がつてるとと思うんですけど、今現状ってほかの工事とかもやっぱり10パーセント前後上がつてるんでしょうか。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。すいません。ちょっとほかの工事の物価の上昇は分からんんですけど、このトイレに関しては、建設課の協力を得まして昨年の予算提案した時期とほぼ約1年ぐらいたつてるんですけども、6パーセントぐらい上がつてるらしいんですよ。そこから発注までの期間を考えると8パーセントぐらい見ておいたほうがいいんじゃないかなっていうようなアドバイスを受けまして、さらに工事の中で変更増も、どうしても排水とか掘る工事でもありますんで、変更増も見て10パーセントくらい昨年の予算より大めに取つておいたほうが安心ではないかということで、このような3,000万という見込みで考えているところです。

4番（丸子直樹君）はい、議長。執行部として、今、実際生活している上でとても値上げがどんどんされている状況だと思いますけれども、今後、下がるような感じに考えていらっしゃいますか、下がらない、上がるようと考えていますか、工事費というのは。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。施設の規模を考えると、下がるというような考えではいないですね。（「ありがとうございました」の声あり）

議長（菊地康彦君）今後、定例会において特別委員会のほうでも審査されると思いますので、そのときに十分な議論も必要ですが、もしどうしてもですね、この定例会までにこの内容を理解するために何か聞いておきたいことがあればお伺いしますけど、それがなければ終了にしたいと思うんですが、よろしいですか。

では、私から1点だけ。このイメージっていうのがちょっとなかなか分かんないんですけど、つばめの杜の公園のトイレみたいなのって理解すればいいですか。トイレ、あとは駅前の駅んとこのあれ、男女が分けてて真ん中さ、大体そんなイメージとしていいんですか。大体のイメージ。（「そうですね」「つばめの杜と一緒に」との声あり）

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。イメージ的にはユニット型と考えてもらうと、つばめの杜。（「つばめの杜じゃなくて、駅」の声あり）

議長（菊地康彦君）どっち。合わねえな。（「イメージはどっちも同じ」の声あり）俺いつも使ってつから、娘待つてるとき。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。イメージ的にはユニットなので、駅前であつたりつばめの杜のトイレと同じ形ですけども、中の便器の数がこのような、男2、多目的1、女性1の数で考えております。

議長（菊地康彦君）駅んとこも同じだよね。真ん中さ多目的ある、つばめの杜の公園のトイレも真ん中さあるはずだ。いいんだね。大体だから。（「多分、駅のが大体同じくらい。公園のは少したしか大きかった気する、少し。便器の数もあって」の声あり）大きさがね。もし皆さん、イメージを湧かせるんであれば、一度確認していただいていいかなというふうに思います。

では、これに関しても終了といたします。執行部の皆さんお疲れさまでした。

午後2時30分 閉会